

日本のおどり文化協会 流山南流山

規約（会則）

第1章 総則

（名称）

第1条 この非営利団体は、日本のおどり文化協会南流山と称する。

（事務所）

第2条 この非営利団体は、主たる事務所を千葉県流山市南流山2-25-6に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この非営利団体は、我が国の大切な芸能である日本舞踊の伝統を維持しつつその普及と発展を図るとともに、必要な人材の育成及び技芸の向上を目指し、我が国の文化の進展に積極的に貢献するとともに、地域の多様な方々の参画を得て、子供たちとともに文化活動等の取組を実践。又その為の基礎や技術を磨くために必要な舞台を提供するとともに、視野、見聞を広めながら世界に通用する創造性豊かな子供達の育成を目的とするものである。

（事業）

第4条 この非営利団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を日本全国及び必要に応じて海外において行うものとする。

- （1）日本のおどりの伝統を維持するために必要な事業
- （2）日本のおどりの発展を図るために必要な人材を育成する事業

第3章 会員の構成員

第5条 この非営利団体の会員は、次の各号に掲げる者とし、正会員とする。

- （1）正会員 本団体の目的に賛同して入会した個人
- （2）賛助会員 本団体の事業に賛助するため入会した個人

2 前項第1号の正会員については、日本国籍を有する個人又は日本法人であり、かつ理事2名以上の推薦があることとする。

（正会員等の資格の取得）

第6条 この団体の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この団体の事業活動は下記に於いて賄う

正会員	入会金	10000円
	月会費	3000円
賛助会員	1口	1000円

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、1ヶ月前に退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第8条 正会員又は賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第10条 この非営利団体に下記の役員を置く

責任者	大野はるみ
会 計	吉村尚子・黒沼智湖
監 事	久留井潤子

2021年2月改訂